本号で公布された法令のあらまし

◇消費者庁組織令の一部を改正する政令（政令第四〇〇号）（消費者庁）

1　消費者制度課の所掌事務を追加することとした。（第七条関係）

2　この政令は、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和四年法律第一〇五号）の施行の日（令和五年一月五日）から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第四〇一号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在キリバス日本国大使館に勤務する外務公務員に支給する住居手当に係る控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

3　この政令は、令和五年一月一日から施行することとした。

◇公共施設等運営権登録令の一部を改正する政令（政令第四〇二号）（内閣府本府）

1　登録権利者単独での申請

㈠　除権決定による登録の抹消等

第三二条第一項の登録が買戻しの特約に関する登録であり、かつ、登録された買戻しの期間が満了している場合において、相当の調査が行われたと認められるものとして内閣府令で定める方法により調査を行ってもなお共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が判明しないときは、その者の所在が知れないものとみなして、同項の規定を適用することとした。（第三二条第二項関係）

㈡　解散した法人の抵当権に関する登録の抹消

登録権利者は、共同して抵当権に関する登録の抹消の申請をすべき法人が解散し、㈠に規定する方法により調査を行ってもなおその法人の清算人の所在が判明しないためその法人と共同して当該登録の抹消を申請することができない場合において、被担保債権の弁済期から三〇年を経過し、かつ、その法人の解散の日から三〇年を経過したときは、第二三条の規定にかかわらず、単独で当該登録の抹消を申請することができることとした。（第四一条の二関係）

㈢　買戻しの特約に関する登録の抹消

買戻しの特約に関する登録がされている場合において、契約の日から一〇年を経過したときは、第二三条の規定にかかわらず、登録権利者は、単独で当該登録の抹消を申請することができることとした。（第四七条の二関係）

2　登録簿の附属書類の閲覧

㈠　何人も、正当な理由があるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、手数料を納付して、登録簿の附属書類（第六六条第二項の図面を除き、電磁的記録にあっては、記録された情報の内容を内閣府令で定める方法により表示したもの。㈡及び第六六条第六項において同じ。）の全部又は一部（その正当な理由があると認められる部分に限る。）の閲覧を請求することができることとした。（第六六条第四項関係）

㈡　㈠の規定にかかわらず、登録を申請した者は、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、手数料を納付して、自己を申請人とする登録記録に係る登録簿の附属書類の閲覧を請求することができることとした。（第六六条第五項関係）

3　施行期日等

㈠　この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

㈡　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇学校教育法施行令の一部を改正する政令（政令第四〇三号）（文部科学省）

1　都道府県知事及び都道府県の教育委員会（以下「都道府県知事等」という。）の認可事項とされている高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更のうち、軽微な変更として文部科学省令で定めるものを認可事項から除き、都道府県知事等への届出事項とすることとした。（第二三条、第二六条及び第二七条の二関係）

2　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四〇四号）（文部科学省）

著作権法の一部を改正する法律（令和三年法律第五二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和五年六月一日とすることとした。

◇著作権法施行令の一部を改正する政令（政令第四〇五号）（文部科学省）

1　図書館等における全部の複製物の提供及び公衆送信が認められる著作物に係る事項

㈠　著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある著作物について定めることとした。（第一条の四関係）

㈡　著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある著作物について定めることとした。（第一条の五関係）

2　図書館等公衆送信補償金に関する指定管理団体等に係る事項

㈠　図書館等公衆送信補償金に関する指定管理団体が著作権等保護振興事業のために支出すべき額の算出方法及び著作権等保護振興事業に関する意見聴取に係る事項を定めることとした。（第六〇条及び第六一条並びに原始附則第八条第一項関係）

㈡　図書館等公衆送信補償金に関する指定管理団体及び補償金関係業務の実施に関し必要な事項を定めることとした。（第五八条、第五九条及び第六二条～第六四条並びに原始附則第八条第二項関係）

3　施行期日

この政令は、著作権法の一部を改正する法律（令和三年法律第五二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和五年六月一日）から施行することとした。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四〇六号）（厚生労働省）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四七号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和五年一月一日とすることとした。

◇地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四〇七号）（厚生労働省）

1　電子処方箋管理業務に要する費用の負担に関し必要な規定を整備することとした。（本則関係）

2　この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和五年一月一日）から施行することとした。

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第四〇八号）（厚生労働省）

1　医薬・生活衛生局総務課の所掌事務に電子処方箋管理業務に関することを加えるものとした。（本則関係）

2　この政令は、令和五年一月一日から施行することとした。